



宮 崎 県 公 報

平成19年1月4日(木曜日)号外 第1号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

選挙管理委員会告示

- 宮崎県知事選挙の選挙期日…………… 1
- 宮崎県知事選挙に用いる投票用紙の様式…………… 1
- 宮崎県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任…………… 1

- 宮崎県知事選挙における選挙会の場所及び日時…………… 1
- 宮崎県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日…………… 1
- 宮崎県知事選挙における政見放送等の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 1
- 宮崎県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 2

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定による宮崎県知事選挙を次のとおり執行する。

平成19年1月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

- 1 選挙の期日 平成19年1月21日

宮崎県選挙管理委員会告示第2号

平成19年1月21日執行の宮崎県知事選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成19年1月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

宮崎県知事選挙投票 宮崎県選挙管理委員会之印	平成十九年一月二十一日執行	候補者氏名 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 ◎ 注意
---------------------------	---------------	--

備考

- 1 大きさは、たて9センチメートル、よこ12センチメートルとする。
- 2 薄い黄色の用紙に黒刷とする。
- 3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

宮崎県選挙管理委員会告示第3号

平成19年1月21日執行の宮崎県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成19年1月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

選挙長		選挙長の職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
宮崎県宮崎郡清武町池田台19番地7	若友慶二	宮崎県宮崎市吉村町寺ノ前甲28番地7	江上仁訓

宮崎県選挙管理委員会告示第4号

平成19年1月21日執行の宮崎県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成19年1月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 平成19年1月23日 午前9時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第5号

平成19年1月21日執行の宮崎県知事選挙におけるポスター掲示場に公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示できる日は、平成19年1月4日とする。ただし、候補者届の受理後とする。

平成19年1月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

宮崎県選挙管理委員会告示第6号

平成19年1月21日執行の宮崎県知事選挙において、各候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第150条第3項の規定により行う政見放送の順序並びに日本放送協会及び一般放送事業者が同条の政見放送を行わない候補者について同法第151条第3項の規定により行う経歴放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のと

おりである。

平成19年1月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 平成19年1月5日 午後5時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第7号

平成19年1月21日執行の宮崎県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条第1項の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成19年1月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 平成19年1月5日 午後5時30分から